

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(技術的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料6-7
提出年月日	令和5年3月2日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230206-41	1	1.18-添付資料34) 第1.18.9表 表の交替要員の記載内容について、先行実績踏まえて検討し、説明すること。	R5.2.6	本日回答		「交代要員」については、「本部要員」及び「機能班員」の人数を含めた記載としていたが、表を分割して「本部要員」、「各班員」及び「交代要員」それぞれの人数を記載するように修正した。	資料6-4『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)』 P.1.18-添付資料34  (水平展開として) 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第34条 緊急時対策所 (DB34-9 r.6.0)』 P.34-別添1-202	
230206-42	2	1.18-添付資料62) 表の考え方が7日であれば記載を検討し説明すること。	R5.2.6	本日回答		食料、飲料水の保管数量の考え方は最大収容人数×3食×7日分であることから、記載を「×7日」に修正した。	資料6-4『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)』 P.1.18-添付資料62	
230206-43	3	1.18-13) 緊急時対策所の立ち上げ操作の成立性について、事務局員2名1組(計4名)で実施することについて、1.18-図表8のタイムチャートとの関連性を確認の上適正化すること。	R5.2.6	本日回答		1.18-13)の操作の成立性に記載のとおり、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所それぞれで2名1組の計4名で対応することから、1.18-図表8)に記載のタイムチャートを指揮所と待機所に分割し、記載を適正化した。	資料6-4『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)』 P.1.18-図表8 第1.18.4図 P.1.18-13	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230206 -44	4	1.18-17) 「3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する～」の表現について、大飯は「間に設置する」としていることを踏まえ、先行他社の記載例も参考に適正化すること。	R5.2.6	本日 回答		大飯の34条まとめ資料では、希ガス侵入防止対策実施に関する加圧準備に関する箇所で「大規模な格納容器破損に伴う格納容器圧力の急減とともに、ブルームが放出された場合、原子炉格納容器と緊急時対策所間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタ及びあらかじめ原子炉格納施設を囲むように設置する固定式、可搬式モニタリングポストの指示が急上昇する。（以降、省略）」の記載がある。大飯と泊では屋外に設置するモニタリング設備の設置位置の基本的な考え方に相違はないことから、泊も大飯と同様に「原子炉格納施設を囲むように設置する」と表現した。また、大飯では加圧準備判断は固定モニタリング設備及び可搬式モニタリングポストの指示値を用い、加圧判断は緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示値のみを用いることとしているのに対し、泊は加圧準備判断及び加圧判断ともに全ての屋外のモニタリング設備の指示値を用いることから、1.18-17の当該箇所の記載が大飯と相違している。 なお、女川では加圧判断は全ての可搬式モニタリングポストの指示値を用いることとしている。 以上のことから、記載は現状のままとする。 ただし、泊のまとめ資料上では当該関連の記載箇所「3号炉原子炉格納容器」と「3号炉原子炉施設」の用語が混在していたため、大飯実績を反映し「3号炉原子炉施設」に用語統一する。	資料6-4『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料比較表 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (SAT118-9 r.6.0)』 P.1.18-17	

\*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。